

公共下水道（汚水）計画区域の見直しについて

1 日高公共下水道計画区域について

本市の公共下水道は昭和 56 年度に下水道法及び都市計画法の事業認可を受けて事業に着手し、昭和 63 年度に供用開始しました。

現在の全体計画区域（※注①）は 932.7 ha、事業計画区域（※注②）は 897.6 ha となっています。

※注①全体計画区域：将来的に公共下水道を整備しようとする区域

※注②事業計画区域：全体計画区域のうち概ね 5～7 年程度を目標に整備を実施しようとする区域

2 計画の見直しについて

下水道整備の状況は、事業計画区域面積に対して 79.4%（令和 6 年度末）となっており、令和 7 年度末には、工業専用地域の一部を除き、市街化区域内での下水道整備は完了する見込みです。

現在の下水道計画区域は、市街化区域を基本としながら、一部の市街化調整区域を取り込んでいます。高麗川市街地と高萩市街地に挟まれた区域(図-1 参照)は、第 3 次及び第 4 次日高市総合計画の将来土地利用構想において住居系地域に位置付けられたことから、平成 11 年度に事業計画区域に編入しましたが、その後の第 5 次総合計画では住居系から集落地域に変更されました。この間、下水道整備は市街化区域の整備を優先してきたため、当該地区の下水道整備は行われていない状況です。

国は令和 8 年度末を目途に汚水処理施設概成（※注③）の方針を示しており、また県から早期概成を踏まえた下水道計画区域の見直しを検討するよう求められています。財源となる国の交付金も令和 9 年度以降は、下水道整備費（未普及対策）の縮小が見込まれ交付金による支援は困難になると予想されます。

今後の下水道事業は、人口減少などによる使用料収入の減少、更新需要の高まりによる費用の増大を考慮すると、整備費を確保することが難しい状況です。

また、下水道事業は 1 ヘクタール当たり 40 人が採算ラインとされ、これを下回る場合には浄化槽による整備が有効とされていることから、当該地区を下水道計画区域から浄化槽整備区域へ見直しを行うものです。

※注③概成：公共下水道や合併処理浄化槽による、汚水処理施設の整備が概ね完了すること

見直し区域の概要

- ・面積 約 74 ha (うち宅地面積 約 24 ha)
- ・人口、世帯の増減

	平成27年度	令和7年度	増減
人口	約1,360人	約1,100人	▲260人
世帯	約490世帯	約470世帯	▲20世帯

- ・下水道整備延長 約 18.8Km
- ・下水道整備費用 約 30 億円

(場所により道路の幅員が狭く、埋設物が障害となる場合は、移設費が必要となる可能性があります。

また、工事完了後に行う舗装本復旧費は考慮していません。)

下水道計画の概要 (案)

	①既定計画 (R6年度 策定)	②見直し 後計画	③供用開始 面積 (R7年度末 予定)	整備率 (参考)	
				③÷①	③÷②
全体計画区域	932.7ha	858.7ha	748.7ha	80.3%	87.2%
事業計画区域	897.6ha	823.6ha		83.4%	90.9%

3 今後の予定

- 2月17日開催の上下水道事業運営審議会へ諮問・答申
- 議会へ報告
- 住民説明会の開催
- 関係機関との協議
- (令和9年度予定) 区域見直しに伴う法手続き、下水道計画変更、認可取得
- (令和10年度予定) 浄化槽整備区域へ変更

4 今後の下水道整備

汚水処理施設の効率化及び収益性を念頭に置きつつ、総合計画や都市計画との整合を図り整備を進め、社会情勢の変化、財政状況等により、維持管理や更新に対応していきます。

